# 介護保険住宅改修

住宅改修の利用にあたっては、平成18年4月より工事着工前に市へ申請をして審査を受ける「事前申請制度」になっております。(事前に申請書等を提出後、承認を受けてから工事を始めます。)

住宅改修の支給方法は、利用者が改修費用の全額を事業者に支払った後、支給申請をすることで、負担した金額(限度額20万円)の9割または8割の払い戻しを市から受ける「償還払い」方式のみでしたが、平成18年4月1日より事業者と利用者の合意の条件を満たした場合に、利用者が改修費用の1割または2割を事業者に支払い、残り9割または8割の保険給付分を市が直接、事業者に支給するいわゆる「受領委任払い」方式も選択できるようになったものです。

なお、以下に該当する場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。

- ・工事着工前に事前申請をしなかった場合
- ・住宅改修の対象とならない工事を行った場合
- ・介護認定の結果が自立(非該当)となった場合
- ・自己負担分を事業者に支払わなかった場合

## ≪ 支 給 ま で の 流 れ ≫

## 1 資格の確認

- ① 被保険者の介護度または介護認定が申請済みかどうかご確認ください。自立(非該当)と認定された方や介護認定未申請の方は対象となりません。
- ② 介護保険料を滞納し、『給付制限』を受けてませんか?
  - →「受領委任払い」方式での支給はできません。

#### 2 ケアマネジャー等との打ち合わせ

- ① 希望する改修が介護保険の対象になるかどうか、ケアマネジャーに相談してください。対象となる住宅改修の範囲は5ページの記載のとおりで、対象とならない場合は全額自己負担となります。
- ② ご本人様の身体状況や生活状況、及び家屋全体の状況等を確認し、<u>福祉用具の利用や家具の配置換えで対応できるか等を検討した上で、住宅改修の必要性を確認してください。</u>そして、介護保険の観点からどのような改修工事がふさわしいのか、費用面も含めて総合的に判断してください。
- ③ 以前に住宅改修をご利用になられた場合は、利用限度額20万円の範囲で支給額が変わりますので、残額をご確認ください。

「住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、<u>被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、</u>手すりの取付け、床段差の解消等**比較的小規模なもの**としたところであり、…」

(平成12年3月8日老人保健福祉局企画課長通知(老企第42号)より)

### 3 見積りをとる

→ 工事費用の適正な判断を行うためにも、<u>複数の事業者から見積りをとる</u>ことを お勧めします。

### 4 事前申請 (※施工事業者が行ってください。)

- ① 必ず工事前に、以下の申請書類を市に提出して、事前審査を受けてください。
- ② **『チェックリスト』**で不備等がないか確認してから提出してください。 (申請書類と一緒に市へ提出してください。)

#### 《必要書類》

(1) **『介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払承認申請書』** または

『介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請書』(償還払い用)

- (2) 『住宅改修が必要な理由書』
  - →・原則、ケアマネジャーが作成してください。
    - ・記載方法については、別紙「記載要領」をご参照ください。
    - ・具体的かつわかりやすく記述するようにお願いします。
- (3) 『工事費見積書』 (様式は任意です。)
  - →・<u>会社印を押印</u>したものを提出してください。 (コピー不可)
    - ・内訳はできる限り具体的に記載してください。
- (4) 『工事図面』 (様式は任意です。)
  - → ご本人様の日常の生活動線を確認するため、<u>家屋全体の見取図</u>を作成 してください。
- (5) 『写真』 (改修前)
  - → 工事箇所全体の状況(段差など)がわかるように撮影してください。

### ※3, 4, 5については、工事箇所ごとに共通の番号を付けてください。

- ◎上記の申請書類以外にも以下の書類が必要な場合がありますのでご注意ください。
  - **『承諾書』** → 家屋の所有者が<u>ご本人様以外</u>の場合
  - 『代筆申請書』 → ご本人様以外が申請書を署名する場合
  - **『委任状』** → ご本人様以外の家族の方の口座へ振込む場合
  - ・『福祉用具購入費及び住宅改修費に係る償還払特例同意書』
    - →・ご本人様が「新規申請中」または「**入院中・施設入所中**」の場合
      - ・「受領委任払い」方式での支給はできません。

## 5 審査結果の通知

→ 事前審査の結果を被保険者ご本人様宛てに通知します。通知書を確認してから 工事を始めてください。なお、通知書とともに<u>『支給申請書』を同封しますの</u> で、ご本人様より受け取ってください。

(※事業者への通知はありませんのでご注意ください。)

### 6 工事の施工 → 工事費用の支払い

- → 支払い金額
  - ・【受領委任払い】… **工事費用の1割または2割分(限度額20万円) 及び限度額を超えた自己負担分**
  - ・【償還払い】 … 工事費用の全額

### 7 支給申請 (※施工事業者が行ってください。)

- ① 以下の申請書類を市に提出してください。なお、<u>ご本人様が入院・施設入所中の</u>場合は、退院・退所後に提出してください。
- ② 『チェックリスト』で不備等がないか確認してから提出してください。 (申請書類と一緒に市へ提出してください。)

#### 《必要書類》

(1) **『介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払)』** または

『介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書』(償還払い用)

- (2) **『領収証』 (原本及びコピー1部)** …確認後、コピーを受け取ります。
  - →・ご本人様が支払った金額を記載してください。
    - ・但し書きも記入してください。
      - 例) 「介護保険住宅改修費自己負担分」など
- (3) 『工事費内訳書』 (様式は任意です。)
  - →・会社印を押印したものを提出してください。 (コピー不可)
    - ・内訳はできる限り具体的に記載してください。
- (4) 『写真』(改修後)
  - → 改修前と同じ場所から撮影してください。

#### ※3, 4については、事前申請時に付けた番号と一致させてください。

- ◎上記の申請書類以外にも以下の書類が必要な場合がありますのでご注意ください。
  - · 『工事図面(変更後)』
    - → 承認通知後に工事内容が変更することになった場合、<u>施工前に市の担当者に</u> 相談した上で、追加資料として提出してください。

## 8 支給決定及び住宅改修費の支給

→ 審査後に支給決定し、ご本人様及び事業者に対して以下の支給決定通知書を送付します。その後、事前申請時に指定した口座へ振込まれます。

#### ≪支給決定通知書≫

## 【受領委任払い】

·事業者宛 ··· **『介護保険償還払支給決定通知書〔受領委任〕』** 

・ご本人様宛 … 『介護保険償還払支給のお知らせ〔受領委任〕』

### 【償還払い】

・ご本人様宛 ··· **『介護保険償還払支給決定通知書』** 

◎なお、振込日は<u>支給申請をした月の翌月末日</u>を予定しています。

## 対象となる住宅改修の範囲

#### (厚生労働省大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の範囲)

(参照) 平成12年1月31日老企第34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知

#### ① 手すりの取付け

ろう下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路まで通路等に設置するもので、取付けに際し、工事(ねじ等で居宅に取付ける簡易なものを含む。以下同じ)を伴うもの。

#### ② 段差の解消

居室、ろう下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路まで の通路等の段差または傾斜を解消するもの。

(例) 敷居を低くする工事、スロープの設置工事、浴室の床のかさ上げ等なお、工事を伴わないもの、また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。

### ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

(例) 居室 … 畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更

浴室 … 滑りにくい床材への変更

通路面 … 滑りにくい舗装材への変更 など

## ④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテン等に取替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。また、扉の新設及び撤去も対象となります。

### ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替える場合が対象となります。

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付いた洋式便器に取替える場合は保険給付の対象となりますが、<u>すでにある洋式便器にこれらの機能を付ける場合は対象となりません。</u>

また、和式便器から洋式便器への取替工事のうち、水洗化または簡易水洗化の部分にかかる費用、及び補高便座の設置については保険給付の対象となりません。

#### ⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ① 手すりを取付けるための壁の下地補強工事
- ② 浴室の床の段差解消(床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床材変更のための下地補修や根太の補強、または通路面の材料変更のための 路盤の整備工事
- ④ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化にかかるものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

## 手続きにあたっての留意点

### 1. 対象者

要介護認定を受けられた被保険者が対象となります。なお、要介護認定申請中に 住宅改修を申請したが、要介護認定結果が自立(非該当)となった場合は、支給対 象となりません。(緊急を要しないものと判断した場合は申請を受け付けず、要介 護認定結果が出た後に改めて申請をするように指示することもあります。)

## 2. 対象となる住宅

被保険者証に記載されている住所のみが対象となります。

#### 3. 利用限度額

利用限度額は、要介護状態区分にかかわらず<u>20万円(保険給付額は9割の18</u> 万円または8割の16万円)が限度です。この金額の範囲内であれば、複数回に分割して申請することができます。

ただし、次の場合は改めて20万円までの住宅改修を利用することができます。

① 初めて住宅改修が着工された日の要介護状態区分を基準として、要介護状態 区分が3段階以上上がった場合

(ただし、この取扱いは同一住宅・同一被保険者について1回限りです。)

- 例) · 要介護 2 → 要介護 5
  - ・要支援 2 → 要介護 4 (要支援 2 と要介護 1 は同一とみなします。)
- ② 転居した場合

(ただし、転居前の住宅に再び転居された場合は、転居前の住宅にかかった 利用状況が復活します。)

利用限度額の残額等の利用状況についてご確認されたい場合は、市へお問い合わせください。

#### 4. 工事着工日

次にあげる工事については支給対象とならず、全額自己負担となりますのでご注 意ください。

- ① 介護認定申請日以前に着工されていた工事
- ② 着工前に事前申請をしなかった工事
- ③ 事前申請で承認されたにもかかわらず、工事着工日時点で介護認定有効期間 が切れている場合

なお、事前申請時に提出された工事内容を変更される場合は、<u>必ず工事着工前に</u>担当課へご連絡ください。

## 5. 被保険者が入院・入所中の場合

介護保険における住宅改修は「在宅サービス」に位置づけされるため、<u>入院・施設入所中の住宅改修は原則として認められません。</u>しかし、退院・施設退所後に備えて住環境を整備する必要がある場合は、「特例同意書」を申請書類に添え、「償還払い」方式による事前申請を行うことができます。

ただし、以下の点についてご注意ください。<u>なお、申請手続きの途中で入院・施</u> 設入所された場合は、速やかに担当課へ連絡してください。

- ① 入院・施設入所中に事前申請が承認されて工事が着工・完了した場合、支給申請につきましては、<u>退院・施設退所して在宅に戻られたのを確認してから</u>申請してください。いったん退院・施設退所したものの、工事完了前に再入院・再入所となった場合も同様です。
- ② 入院・施設入所中に事前申請が承認されて工事が着工したが、入院・施設入 所期間が延長された場合、支給申請につきましては、<u>退院・施設退所して在</u> <u>宅に戻られたのを確認してから</u>申請してください。なお、工事完了日を起算 日として<u>2年</u>を過ぎた場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 在宅中に事前申請が承認されたが、工事着工中に入院・施設入所となった場合、支給申請につきましては、退院・施設退所して在宅に戻られたのを確認してから申請してください。なお、退院・施設退所の見込みがなくなった場合は、入院・施設入所するまでの工事進捗分のみが保険給付の対象となり、入院・施設入所以降の改修費用は自己負担となります。
- ④ 在宅中に事前申請が承認されたが、工事着工前に入院・施設入所され、ご本 人様の状態の変化が見込まれる場合は申請を取下げ、退院・施設退所前後に 改めて検討することをお勧めします。

#### 6. 被保険者が生活保護を受給している場合

生活保護を受給している被保険者の場合、以下の手順で支給手続きを行ってください。

- (1) 事前申請は通常通り高齢介護課に申請し、承認の可否を受けてください。
  - → 同時に事前申請必要書類のコピーを生活保護担当課に提出し、自己 負担分請求に係る必要書類を確認してください。
- (2) 工事完了後、生活保護担当課へ必要書類を提出し、自己負担分を請求して ください。
- (3) <u>振込確認後に</u>被保険者宛の領収証を発行し、介護保険担当課へ支給申請を 行ってください。
- ※領収証の原本は、生活保護担当課に提出してください。
- ※40歳以上65歳未満で生活保護受給中の要介護認定者(2号みなし)の方は介護保険被保険者でないため、介護保険による住宅改修に係る承認・支給申請は受け付けられません。生活保護費より介護扶助として全額支給することとなりますので、諸手続きについては、生活保護担当課へご確認ください。

### 7. 住宅改修適正検査

松原市では、以下のいずれかの場合、<u>工事前</u>及び<u>工事後</u>において**『適正検査』**を 実施します。

- (1) 松原市での介護保険住宅改修工事を初めて施工される場合
- (2) 松原市での介護保険住宅改修工事を過去1年以上施工していない場合
- (3) 申請された介護保険住宅改修工事について、松原市が検査の必要性を判断した場合

#### 【内容】

適正検査員(建築士資格を持つ者)が、施工事業者の立ち会いのもとで現地調査を実施します。

「工事前」の検査結果 → 承認可否の審査の判断材料

「工事後」の検査結果 → 支給決定の審査の判断材料

※利用者様との日程調整を行って、担当課へご連絡ください。その後、担当課より 検査員に連絡いたします。

#### 8. ケアプラン作成者がいない場合

ケアプランを作成しているケアマネジャーがいない利用者に対して介護保険住宅 改修を行う場合、ケアマネジャーに替わって以下の資格を有する者が理由書を作成 することができます。

- ・福祉住環境コーディネーター2級以上取得者
- ・作業療法士又は理学療法士 など

なお、「住宅改修が必要な理由書」を作成された事業者に対して、『介護保険住宅改修支援事務手数料』として申請・請求をすれば、1件につき2,000円が事業者に支払われます。

## 【住宅改修に関するお問い合わせ】

松原市 健康部 高齢介護課 認定係 (市役所2階 16番窓口) 電 話 072-337-3131 (直通)

※申請書類は、松原市ホームページよりダウンロードできますのでご活用ください。

≪ダウンロード方法≫

「ホーム」→「健康・福祉」→「福祉」→「高齢者」→「事業者関係」